

## **[事案 2021-265] 新契約無効請求**

・令和4年10月26日 和解成立

※本事案の申立人は、[事案 2021-266] の申立人と同一人であり、[事案 2021-267] の申立人の配偶者である。

### **<事案の概要>**

募集人による意向確認や適合性確認が行われることなく契約したことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成30年6月に契約した変額保険について、以下の理由により、契約を無効とし既払込保険料を返還してほしい。

- (1)募集人は、ファイナンシャル・プランナーによる家計の見直しの無料個別相談として、他社の既契約を解約するという前提を自分に確認せず、変額保険に対する適合性の確認も行わず、言葉巧みに保険の勧誘に誘導し契約させた。
- (2)募集人から、本契約が金融商品であることなどを含め、商品内容や重要事項の説明はなかった。
- (3)契約時のタブレット操作は、募集人が勝手に行ったものであり、商品内容等も確認されておらず、「投資経験」や「保険料の原資」のチェック内容に間違いがある。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、マネーセミナーと個別面談を複数回実施し、その際に意向確認と適合性の確認を行っており、一般的に十分理解できる程度の説明は行っている。
- (2)募集人は、本契約が保険商品であることは最初から伝えており、費用、解約控除、特別勘定について設計書を用いて説明している。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。